

南幌町地域公共交通総合連携計画

平成 23 年 3 月

南 幌 町

《 目 次 》

第1部 南幌町地域公共交通総合連携計画

第1章 南幌町地域公共交通総合連携計画	1
1. 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針	1
1-1. 基本理念	1
1-2. 基本方針	2
2. 計画の区域.....	4
3. 計画の目標.....	5
4. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項	6
5. 計画期間	10
6. その他計画の実施に関し市町村が必要と認める事項	10
第2部 資料編	
第2章 南幌町の概況	12
1. 南幌町の概要	12
1-1. 位置・地形・気候.....	12
(1) 位置・地形	12
(2) 気候	13
1-2. 人口	14
(1) 人口と世帯数.....	14
(2) 人口構成.....	15
(3) 地区別人口	16
(4) 産業.....	17
第3章 現況交通実態調査	18
1. 地域概況・現況交通の整理	18
1-1. 南幌町の公共交通の現況.....	18
1-2. 町内巡回バス利用者データの調査・分析	21
(1) 町内巡回バス利用者データの調査・分析結果.....	21
2. 町内巡回バス OD 調査	30
1-1. 町内巡回バス OD 調査の概要	30
1-2. 町内巡回バス OD 調査の結果	32
3. 住民アンケート調査	68
3-1. アンケート調査の概要	68
3-2. 公共交通に関するアンケート調査の結果	69
4. 関係者へのヒアリング調査	88
4-1. ヒアリング調査の概要	88
4-2. ヒアリング調査結果の整理	89
参考資料.....	90

第 1 部

南幌町地域公共交通総合連携計画

この計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条に基づいて設置された南幌町地域公共交通活性化協議会における協議を経て、同法第 5 条による地域公共交通総合連携計画として南幌町が作成したものである。

1. 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

南幌町地域公共交通活性化協議会では、地域住民の生活のために必要な公共交通サービスのあり方について検討するため、町内の全世帯にアンケートを配布し、公共交通に関する意識調査を行いました。

その結果、現在、町内各世帯のうち約8割は自家用車を保有しており、町内外における買い物や通院等の生活行動の大半が自家用車に強く依存していることなどが分かってきました。しかし、今後の高齢化の進展と共に、現在、自家用車を利用している世帯であっても次第に運転が困難になるため、公共交通の必要性が高まることが予想されます。

こうした情勢を踏まえ、高齢化社会を見据えた住みやすい地域づくりのためには、地域、交通事業者、行政が一体となって、地域の公共交通のあり方を考え、住民に対して公共交通の利用促進を図っていく必要があります。

以上の点を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり設定しました。

1-1. 基本理念

基本理念 1 地域 / 交通事業者 / 行政が一体となった体制により、地域公共交通を育みます。

我が国の地方都市における公共交通は、モータリゼーションの進展などを背景に、利用者数が減少しています。南幌町においてもこのような傾向は顕著であり、町民の「移動」のほとんどが「自動車」に頼っている状況です。

クルマを運転できない高齢者等の移動をサポートしようと始まった町内巡回バスの利用者数も年々減少しており、運行経費に対する利用者数の低迷が課題であります。加えて、大きな車両で運行している町内巡回バスに対して、「空気を運んでいるバス」といった声も町内にはあり、本来、環境負荷が小さい公共交通であります。利用者が乗り合わないことにより、環境的な側面においても負の影響を及ぼしている可能性が懸念されます。

しかしながら、自動車を有していなく、さらに、町内外を運行する路線バスを利用しづらい、いわゆる交通弱者は存在し、さらに、今後、高齢者が多くなることが想定される南幌町では、公共交通整備は重要な課題であります。

今後、行政がこれまでのような公的資金のみにより、公共交通を運行することは、逼迫する財政状況下の現在においては、困難なことも事実です。

そこで、まずは、公共交通の情報を積極的に公表し、地域公共交通を見つめなおすことから始め、今後は、地域、交通事業者、行政など、地域の関係者が一体となり、公共交通を「育ていく」ことが求められます。

基本理念2 モビリティ・マネジメント（MM）による戦略的な利用促進策を展開します。

南幌町においては、公共交通を利用する習慣がない町民が多く、「移動」のほとんどを「自動車」に頼っているため、強い自動車習慣が形成されています。したがって公共交通に対して肯定的な町民意識の形成を図ることが求められています。

生活の中に公共交通の利用を浸透させていくためには、公共交通の整備に合わせて、町民自身へ利用を促す働きかけも必要であり、「公共交通に関する情報提供」と「公共交通を利用しようとする動機付け」に取り組む必要があります。そこで、モビリティ・マネジメント（MM）による戦略的な利用促進策を展開します。

この施策展開により、地域の人々が当事者意識を持ち、公共交通を維持する意識を高めることで、地域で公共交通に対する関心や取り組みが活発になります。そして公共交通が自分たちの財産であるという意識（愛着）を持ち、自分たちで育てていこうとしてはじめて、地域の公共交通をいつまでも長く支えていくことに繋がると考えます。

1-2. 基本方針

前述した基本理念に基づいた公共交通施策を実施するために、南幌町地域公共交通総合連携計画では、以下に示す「基本方針」を設定します。

基本方針1：「デマンド型交通による高齢化社会に対応した交通の構築」と「育む公共交通」の仕組みづくり

- ・これまで運行していた「町内巡回バス」の運行を見直し、デマンド型交通を町内交通として、構築・導入することで、バス停留所までの移動距離を減少させ、高齢者においても利用しやすいものとしします。
- ・デマンド型交通の構築・導入により、「買い物」・「通院」などの「地域の足」を確保します。
- ・町外への移動も考慮し、構築するデマンド型交通は地域間幹線バス路線のフィーダー系統とすることとしします。ここで、「南幌ビューロー」は地域間幹線バスのターミナル機能を有していることから、「南幌ビューロー」への結節に留意することとしします。
- ・「地域の足」の確保に向け、地域／交通事業者／行政が一体となって、公共交通を見つめ直し、「育む公共交通」を実現する仕組みを作ります。

「デマンド型交通による高齢化社会に対応した交通の構築」

- ◆ これまで運行を行ってきた「町内巡回バス」は利用者の少なさ、使用している車両の大きさ等から、「空気を運ぶバス」という印象が町民の中の意識としてあります。
- ◆ 町内の人口及び世帯の分布は市街地を除くと、低密度に分散しています。
- ◆ 公共交通の主な需要者として考えられ、今後、町内で増加することが想定される「高齢者」はバス停留所までの距離に対して移動負担を感じています。
- ◆ そこで、デマンド型交通の構築・導入により、これらの問題を緩和し、「買い物」・「通院」

などの日常的に必要な「地域の足」を確保します。

- ◆ また、「南幌ビューロー」は地域間幹線バスのターミナル機能を有していることから、「南幌ビューロー」への結節に留意することとし、地域間幹線バス路線のフィーダー系統を構築します。これにより、町外へのバス移動も可能にします。

「育む公共交通」の仕組みづくり

- ◆ 逼迫する財政状況より、公共交通整備を公的資金のみに依存する傾向は限界に近づいています。
- ◆ 町民が快適に暮らせる「まちづくり」を行うには、「地域の魅力」を発掘・創造し、併せて、それを町民が利用できる交通を整備する必要があると考えられます。
- ◆ この「地域の魅力」を発掘・創造する取組みは、単に行政や交通事業者のみで行える取組みではないことから、町内の企業や団体と連携・協働を図る「育む公共交通」を展開します。

基本方針 2：公共交通に対して肯定的な町民意識の形成

・「公共交通に関する情報提供」と「公共交通を利用しようとする動機付け」を戦略的に実施するために、以下に挙げるモビリティ・マネジメント施策を展開します。

ニューズレターの発行

公共交通利用促進のためのマップ作成（民間路線バスマップ及び町内交通マップ）

公共交通に関する学校授業の実施

高齢者の免許返納施策と合わせた公共交通の利用促進

公共交通に対して肯定的な町民意識の形成

- ◆ 南幌町民は全体的な傾向として、自動車に依存していることが調査結果からも明らかになっています。
- ◆ 自動車への依存性が高い地域においては、単に新たな公共交通を整備したとしても、クルマへの習慣性やクルマと公共交通を利便性のみの観点から比較した結果として、クルマから公共交通への転換は起こりづらいことが想定されます。
- ◆ そこで、利便性のみの観点だけではなく、個人の健康や事故のリスク、社会全体としての環境問題等を踏まえた上で、移動手段を選択していただくことが求められ、さらに、公共交通に関する情報についても地域の目線で情報提供していくことが必要と考えられます。
- ◆ 加えて、高齢者の交通事故に関する問題も存在することから、高齢者の運転免許返納施策と合わせた公共交通の利用促進についても実施することが求められます。
- ◆ そこで、モビリティ・マネジメントに代表される利用促進策を戦略的に展開し、公共交通に対して肯定的な町民意識の形成を図ります。

3. 計画の目標

「地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針」に基づき、次のような目標を定めます。

目標1. デマンド型交通の導入による利便性及び効率性の向上

現在運行している定時・定路線の町内巡回バスを見直し、予約制のデマンド型交通を導入することにより、きめ細やかなサービスによるバス利用者の利便性を向上させ、さらには、利用者がいない時は運行を減らすという無駄のないバス運行により、効率性の向上を図ります。

ここで、デマンド型交通の利用登録者数の目標値については、住民アンケート調査結果の利用者推計を踏まえて、以下と設定することとします。

目標となる指標：デマンド型交通利用登録者数 ⇒ 300名

目標2. 地域（住民・企業）/交通事業者/行政が一体となった「育む公共交通」の実現

行政及び交通に課題を抱える事業者による会議（仮称：育む公共交通連絡会議）を組織し、デマンド型交通の運行形態や、公共交通を持続的に運営する方法等について、三位一体となって検討を行い、「育む公共交通」を実現します。

目標となる指標：地域住民と病院・スーパー等の地域関係者との連携/協働の有無

目標3. 公共交通に対して肯定的な住民意識の形成

導入するデマンドバスの運行は、町民にとって全く新しい交通体系であり、特にその主な利用者を高齢者として想定した場合、運行方法の定着には相応の時間を要するものと想定されます。また、日常的に自動車利用をしている住民に対して、公共交通に対する肯定的な住民意識の形成を図るためにも、デマンドバスサービスの周知と利用促進を目指したソフト施策の展開が重要となります。したがって、ここでは、心理学的手法を適切に組み入れることで、人々に自発的な行動変容をもたらすモビリティ・マネジメントを中心とした施策を展開し、バス利用の促進を目指します。

ここで、路線バス利用者数の目標値については、国内で実施されているモビリティ・マネジメントの実施効果や当該地域の運行便数等を踏まえ、以下と設定することとします。

目標となる指標：未実施/実施（施策の実施状況）

路線バス利用者数 ⇒ 現状からの10%増加

住民意識（自動車利用抑制の行動意図・バス利用意図等の心理指標）

4. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

事業1) デマンド型交通の導入による町内外への移動の利便性及び効率性の向上プロジェクト

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「町内巡回バス」運行を見直し、町内の主な公共施設・商店・病院などに送迎を行うデマンド型交通の導入に向け、実証運行を実施する。 ・町外への移動も考慮し、構築するデマンド型交通は地域間幹線バス路線のフィーダー系統として、実証運行を実施する。
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停留所までの徒歩移動の負担軽減を目的とした高齢化社会に対応した交通システムの構築 ・低密度に分散する居住地に対応した交通システムの構築 ・相乗りの促進及び利用者がいない状態（空バス）での運行の改善 ・公共交通による町外への移動の促進
着手時期	平成 23 年 10 月～
実施主体	町内の交通事業者、南幌町 など



図 1-2 運行イメージ

【運行方法】

- ・利用者から事前に電話・FAX 等で予約を受け、
- ・予約のあった利用者の自宅（周辺）を廻り、それぞれの目的地（周辺）を最適ルートで運行する。
- ・運行ルートと目的地到着時間は予約に応じて変化する。

【住民ニーズ】

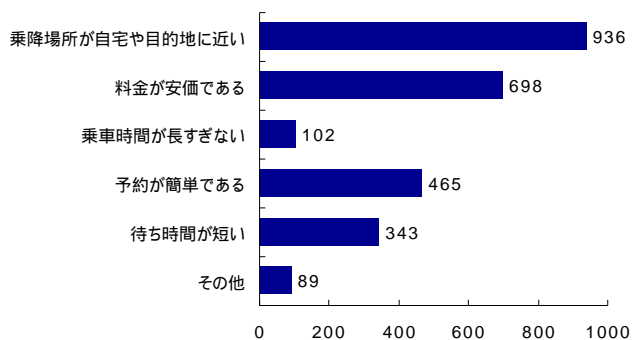


図 1-3 デマンド型交通に求めるサービス

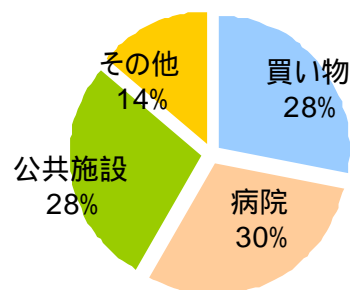


図 1-4 デマンド型交通の利用目的

事業2) 地域が一体となった「育む公共交通」の実現プロジェクト

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通を支え、育んでいくことを目的に、行政及び交通に課題を抱える事業者による会議（仮称：育む公共交通連絡会議）を組織し、デマンド型交通の運行形態や、公共交通を持続的に運営する方法等について、三位一体となって検討を図る。 ・地域で公共交通を支える仕組みとして、協賛金や広告収入など収入源の確保に向けた取り組みを進める。
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の連携/協働を前提して会議を組織する。 ・これに係る企業・団体等は、拡大を図っていく。 ・この会議をデマンド型交通の実質的な運営戦略会議とする。
着手時期	平成 23 年 4 月～
実施主体	南幌町、町立病院、なんぼろ温泉、交通事業者 など

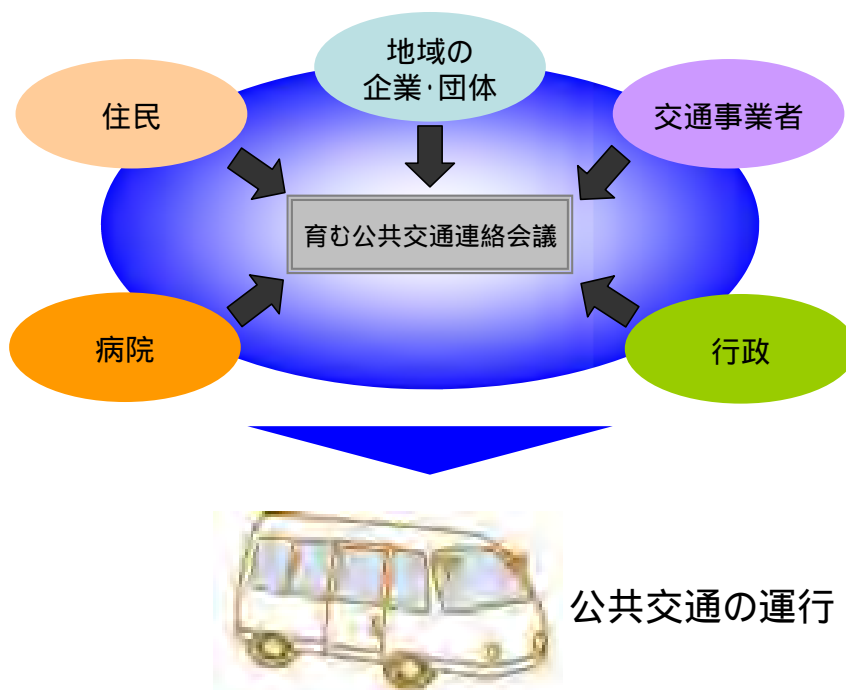


図 1-5 「育む公共交通」のイメージ

事業3) 公共交通に対して肯定的な住民意識の形成プロジェクト

事業3においては、公共交通に対して肯定的な住民意識を形成するために、人々に自発的な行動変容をもたらすモビリティ・マネジメントを中心とした以下に示す施策を展開し、公共交通利用の促進を行います。

事業3) - 1 : ニュースレターの発行

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に公共交通に関する情報を提供するニュースレターを発行する。 ・このニュースレターにおいては、協議会での議論の報告やデマンド型交通の利用方法等の案内、過度な自動車利用のデメリットなどを掲載する。
実施方針	・公共交通に対して肯定的な住民意識形成に寄与する情報を提供する。
着手時期	平成23年8月～
実施主体	南幌町

表 ニュースレターの掲載内容(案)

	掲載内容(案)
Vol.1	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの検討経緯 ・アンケート調査結果 ・デマンド型交通の案内
Vol.2	<ul style="list-style-type: none"> ・「かしこいクルマの使い方」 【環境のはなし・健康のはなし・事故のはなし・クルマにかかるコストの話】
Vol.3	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の開催報告 ・公共交通マップの案内
Vol.4	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド型交通の利用実績の報告 ・今後の予定

事業3) - 2 : 公共交通利用促進のためのマップ作成(民間路線バスマップ及び町内交通)

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・民間バス路線と町内交通を合わせた形のバスマップを作成する。 ・このバスマップにはバス運行時刻を掲載し、利用しやすさを向上させる。
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとって分かりやすく、持ち運びやすい形態とする。 ・ユニバーサルカラー等を採用し、視覚障がい者においても見やすい構成とする。
着手時期	平成24年～
実施主体	南幌町、北海道中央バス(株)、ジェイ・アール北海道バス(株)、夕張鉄道(株)

事業3) - 3 : 公共交通に関する学校授業の実施

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の現場では、公共交通の必要性について認識していながらも、それを効果的かつ具体的に児童に学ばせるノウハウが不足している。 ・そこで、小学校で公共交通に関する出前授業等を実施し、自動車を引き起こしている環境への影響や、事故のリスク、健康への障害などについて考える機会を設ける。
実施方針	・児童の公共交通への理解を高め、さらに保護者の自動車利用の抑制を図る。
着手時期	平成 24 年～
実施主体	南幌町（教育委員会）

事業3) - 4 : 高齢者の免許返納施策と合わせた公共交通の利用促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の集まりの場（老人会やイベントなど）において、出前講座等を実施し、高齢者が自動車を運転することのリスクを説明し、免許返納について促す。また、バスの利用方法についての説明や、過度な自動車依存による健康への障害などについて情報提供を行うことによって、自動車から公共交通へと行動を転換するよう図る。 ・免許返納者へは、公共交通の無料チケットを発行する等のインセンティブを付与する。
実施方針	・公共交通施策と免許返納施策を組み合わせることで相乗効果を図る。
着手時期	平成 24 年～
実施主体	南幌町

5. 計画期間

この計画は、平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間を計画期間とします。

4 年間の実施工程を以下に示す。

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
事業 1) デマンド型交通の導入による町内外への移動の利便性及び効率性の向上プロジェクト	● 10 月			
事業 2) 地域が一体となった「育む公共交通」の実現プロジェクト	● 4 月			
事業 3) 公共交通に対して肯定的な住民意識の形成プロジェクト				
事業 3) - 1 ニュースレターの発行	● 8 月			
事業 3) - 2 : 公共交通利用促進のためのマップ作成		●		
事業 3) - 3 公共交通に関する学校授業の実施		●		
事業 3) - 4 高齢者の免許返納施策と合わせた公共交通の利用促進		●		

6. その他計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

この計画に定める各事業については、南幌町地域公共交通活性化協議会が実施主体になり、関係者間の連絡調整や検討を行ないつつ、実施するものです。